

品川区表彰事務取扱要綱

制定	昭和53年	7月10日		改正	昭和54年	7月30日	
改正	昭和56年	5月15日		改正	昭和57年	8月12日	
改正	昭和58年	7月12日		改正	昭和58年	8月27日	
改正	昭和59年	8月13日		改正	昭和59年	12月3日	
改正	昭和60年	7月29日		改正	昭和61年	7月16日	
改正	平成元年	6月27日		改正	平成2年	3月31日	
改正	平成3年	8月1日		改正	平成5年	7月1日	
改正	平成6年	7月1日		改正	平成7年	7月1日	
改正	平成8年	8月1日		改正	平成9年	5月15日	
改正	平成9年	9月1日		改正	平成10年	7月15日	要綱第56号
改正	平成10年	8月14日	要綱第63号	改正	平成11年	7月15日	要綱第90号
改正	平成12年	7月10日	要綱第108号	改正	平成13年	6月1日	要綱第149号
改正	平成14年	6月1日	要綱第55号	改正	平成15年	6月10日	要綱第50号
改正	平成16年	6月1日	要綱第90号	改正	平成17年	6月1日	要綱第54号
改正	平成18年	6月1日	要綱第111号	改正	平成18年	10月1日	要綱第7号
改正	平成19年	6月1日	要綱第91号	改正	平成20年	6月1日	要綱第86号
改正	平成21年	6月1日	要綱第342号	改正	平成24年	6月1日	要綱第138号
改正	平成25年	6月1日	要綱第106号	改正	平成27年	6月1日	要綱第409号
改正	平成28年	6月1日	要綱第193号	改正	平成29年	6月1日	要綱第81号
改正	平成30年	6月1日	要綱第125号	改正	令和元年	6月1日	要綱第213号
改正	令和2年	6月1日	要綱第103号	改正	令和3年	5月11日	要綱第126号
改正	令和5年	6月1日	要綱第107号	改正	令和6年	3月5日	要綱第64号
改正	令和6年	6月1日	要綱第216号	改正	令和7年	6月1日	要綱第128号
改正	令和8年	6月1日	要綱第140号				

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区表彰条例施行規則（昭和51年8月品川区規則第39号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき被表彰者の員数、推薦基準等事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、次に掲げる事項については、別に定める。

- (1) 納税功労
- (2) 交通安全功労
- (3) 労働精励
- (4) 技能功労
- (5) 商工業振興功労のうち発明考案
- (6) 善行のうち障害者自立更生および支援活動に係る功労

(被表彰者の員数)

第2条 被表彰者の表彰区分ごとの員数は、予算の範囲内で毎年定める。

(表彰候補者推薦基準)

第3条 表彰候補者の推薦基準は、次のとおりとする。なお、在職年数については、毎年10月1日現在とする。

(1) 自治功勞（議員等および区職員を除く。）

区政に直接または間接に尽力し、その功績が著しい者で、次に掲げるもの

種 別	普通表彰 同一種別の 在 職 年 数	特別表彰 普通表彰を受けた後 当該種別の在職年数
情報公開審議会委員	1 0 年 以 上	1 0 年 以 上
行政不服審査会委員		
人権擁護委員		
行政相談委員		
法律相談員		
外国人生活相談員		
区民相談員		
訟務員		
ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議委員		
財産価格審議会委員		
保護司		
区政協力委員		
青少年対策地区委員		
大井第一地区コミュニティ運営委員会委員長		
荏原区民センター運営委員会委員長		
統計調査員		
商工相談員		
消費生活相談員		
青少年問題協議会委員	2 0 年 以 上	
奨学金運営委員会委員		
ひとり親家庭福祉協議会会長	1 0 年 以 上	
私立保育園設置者および園長		
民生委員		
民生委員推薦会委員		
社会福祉法人代表者および施設長		
介護認定審査会委員		

高齢者クラブ会長	10年以上	10年以上
障害者各団体の会長		
身体障害者相談員		
知的障害者相談員		
精神障害者相談員		
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	20年以上	
都市計画審議会委員	10年以上	
景観審議会委員		
建築審査会委員		
建築紛争調停委員		
空家等および非空家等適正管理審議会委員		
マンション管理相談員		
防災会議委員	20年以上	
消防団員	10年以上	
明るい選挙推進委員		
話し合い指導員		

(2) 保健衛生功労（議員等および区職員を除く。）

保健衛生に尽力し、その功績が著しい者で、次に掲げるもの

種 別	普通表彰 同一種別の 在 職 年 数	特別表彰 普通表彰を受けた後 当該種別の在職年数
嘱託医	10年以上	10年以上
地区医師会会長		
地区歯科医師会会長		
地区薬剤師会会長		
助産師会分会長		
地区健康づくり推進委員		
大気汚染障害者認定審査会委員		
公害健康被害認定審査会委員		
公害健康被害補償診療報酬審査会委員		
獣医師会支部長		
食品衛生協会会長		

環境衛生協会会長	10年以上	10年以上
食品衛生推進員		
感染症診査協議会委員		

(3) 環境保全功労（議員等および区職員を除く。）

自然および都市の生活環境の保全に努め、その功績が著しい者で、次に掲げるもの

種 別	普通表彰 同一種別の 在 職 年 数	特別表彰 普通表彰を受けた後 当該種別の在職年数
公害防止管理者（10年以上公害 に関し無事故の事業所）	10年以上	10年以上
廃棄物減量等推進審議会委員		

(4) 教育文化功労（議員等および区職員を除く。）

学校教育、社会教育もしくは文化の振興発展または文化財の保護に尽力し、その功績が著しい者で、次に掲げるもの

種 別	普通表彰 同一種別の 在 職 年 数	特別表彰 普通表彰を受けた後 当該種別の在職年数
社会教育委員	10年以上	10年以上
品川区立品川歴史館専門委員		
スポーツ推進委員 ※「体育指導委員」から継続して 選任された者は在職年数を継続 する。		
スポーツ、芸術等を通じて、社会 文化の振興発展に多年にわたり 尽力した方	15年以上	
青少年委員	10年以上	
私立幼稚園設置者および園長		
区立小・中・義務教育学校PTA会長	5年以上	
文化財保護審議会委員	10年以上	

(5) 商工業振興功勞（議員等および区職員を除く。）

商工業の振興発展に尽力し、その功績が著しい者で、次に掲げるもの

種 別	普通表彰 同一種別の 在 職 年 数	特別表彰 普通表彰を受けた後 当該種別の在職年数
商店街連合会会長	10 年以上	10 年以上
産業協会会長		

(6) 善行（区職員を除く。）

行為の期間、困難性および性行を考慮すること。

特別表彰は普通表彰を受けた後も、同一行為または、その他の善行が多年にわたる者

(7) 人命救助（区職員を除く。）

救助に際しての危険性、被救助者の状態、事件の発生の日時、周囲の状況および性行を考慮すること。

特別表彰はこの区分の性格上行わない。

(8) 寄付

寄付行為の客観性、動機等を考慮すること。

普通表彰は百万円以上の金銭、物品等を寄付した者（何回かに分けて金銭、物品等を寄付した場合は、その合算額が百万円以上の者）

特別表彰は一千万円以上の金銭、物品等を寄付した者（何回かに分けて金銭、物品等を寄付した場合は、その合算額が一千万円以上の者。ただし、普通表彰とは重複して表彰しない。）

(9) 無償貸付

区の事業または施設のために不動産を、三年以上無償で貸し付けた者

本来支払うべき賃貸料の試算額（年額）から当該物件に係る固定資産税相当額を差し引いた額（ただし、固定資産税が免除になった場合のみ）に無償貸付期間を乗じた額が百万円を超える物件であること。

特別表彰は普通表彰を受けた後、引き続き10年以上貸し付けた者、また貸付けの物件が異なる場合は当該普通表彰を受けた回数が5回以上の者

（推薦手続）

第4条 表彰候補者の選考にあたっては公正に行い、前記候補者推薦基準に該当する者で真に功勞顕著と認められるものを推薦すること。

- 2 提出期限については、その都度通知するが、毎年の行事であるので日ごろから表彰候補者の把握に努めること。
- 3 推薦書は部単位とし、庶務担当課においてとりまとめること。
- 4 提出書類は、別記様式により区長室長あて2部提出すること。

(経過措置)

第5条 品川区自治功労者表彰要綱（昭和43年8月24日区長決裁）により表彰を受けた者については、その者の当該表彰を受けることとなった表彰基準に対応するこの要綱第3に定める推薦基準により、普通表彰を受けた者とみなす。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から適用する。